

外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準にかかる掲示

- ▼専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されている
- ▼急変時等の緊急時に入院できる体制が確保されている
- ▼実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催している